

「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」素案に対する県民意見と県の対応

1 意見の反映状況（意見数：8人 56件）

① 反映するもの	2件
② 一部反映するもの	6件
③ 既に記述済みのもの	6件
④ 今後の参考又は検討課題とするもの	8件
⑤ その他記述を変更しないもの	34件

2 意見と対応

No.			意見の要旨	県の対応	反映状況
	ページ	項目			
1	1	第1章 1 計画策定の趣旨	18行目「また、人口減少や少子高齢化の進行・・・」のところに以下を追加していただきたい。 ①新型コロナウイルス感染症の拡大によって日本の女性差別やジェンダー問題が浮き彫りになっている。顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。 ②日本は、世界経済フォーラムが2021年に公表したジェンダーギャップ指数は156カ国中120位と国際的にも低く、特に政治分野が非常に遅れたものになっている。 ③県民意識調査の結果を見ても「固定的役割分担意識」が根強いことが見られる。長時間労働の削減、家事育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備、女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し等は未だ達成にはほど遠く、このことを是正していかなければ男女共同参画社会の実現は困難である。	それぞれ下記のとおり記載しておりますので、現状のままとします。 ①については、12ページの計画策定の背景において記載しています。 ②については、42ページ（第2章 基本目標1 重点目標6）の「現状と課題」において記載しています。 ③については、21ページの「（3）取り組むべき課題」において記載しています。	③
2	1	第1章 1 計画策定の趣旨	新潟県においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は深刻な状況であるので、国の第5次男女共同参画基本計画の第1部 基本的な方針「はじめに」の15行目以降にある「加えて、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。」の文章を付け加えていただきたい。	ご意見のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大が及ぼす女性への影響は深刻であると認識しており、計画策定の趣旨及び計画策定の背景に記載しています。	③
3	3～5	第1章 6 計画策定の背景	「（2）国の動き」及び「（3）本県の動き」について、「（1）国連の動き」と同じように、和暦の後に（西暦）を併記していただきたい。	ご意見のとおり西暦を併記することとします。	①
4	14	第1章 7 前計画の達成状況と現状と課題 （1）指標からみた前計画の達成状況	目標指標一覧のみでなく、指標のうち達成できた項目と達成できなかった項目についてコメントが必要だと思います。	前計画である第3次新潟県男女共同参画計画の基本目標ごとに、主な目標指標について記載し、前計画の総合的な達成状況を記載しています。 前計画よりも、達成状況について踏み込んだ記載をしています。	③
5	14	第1章 7 前計画の達成状況と現状と課題 （1）指標からみた前計画の達成状況	目標数値一覧は、「現況値」「目標値」の順に記載していただきたい。	前計画である第3次新潟県男女共同参画計画で設定した目標指標ごとの状況について、「計画策定時の数値」と「目標数値等」を踏まえて「現況値」を見ることのできる現状の表のままとします。	⑤
6	14	第1章 7 前計画の達成状況と現状と課題 （1）指標からみた前計画の達成状況	参考指標についても記載していただきたい。 数値化出来ないにしても「参考指標」も記載が必要です。	参考指標については、目標の設定を行っていないため、達成状況等について評価ができないことから記載していません。 また、第4次新潟県男女共同参画計画の参考指標は、今後設定のうえ、計画冊子に掲載します。 なお、参考指標の数値については、これまでどおり毎年度作成している年次報告書に記載し、公表します。	⑤
7	14	第1章 7 前計画の達成状況と現状と課題 （1）指標からみた前計画の達成状況	「男女間の賃金格差」「非正規・正規の男女別賃金格差」「ひとり親家庭の相対的貧困率」「養育費を受け取っている母子世帯の割合」等も国の第5次男女共同参画基本計画に記載されている参考指標であり、新型コロナウイルス禍で女性と子どもの貧困化が増大しており、総務省・厚労省等で過去に調査をした結果をもとに「参考指標」として記載が必要です。	ご意見については、第4次新潟県男女共同参画計画の参考指標を設定する際の参考とします。	④
8	14	第1章 7 前計画の達成状況と現状及び課題 （1）指標からみた前計画の達成状況	目標数値が「増加」の設定では何の意味も無いので、「ア 基本目標1 男女平等を推進する社会づくり」の1行目「配偶者暴力に関する相談機関の認知度などの項目は、目標数値を達成しました。」を削除していただきたい。	前計画である第3次新潟県男女共同参画計画で設定した目標に対する達成状況を記載していますので、現状のままとします。	⑤
9	15	第1章 7 前計画の達成状況と現状及び課題 （1）指標からみた前計画の達成状況	〈目標指標一覧〉【基本目標1 男女平等を推進する社会づくり】の重点目標5の項目「配偶者暴力に関する相談機関の認知度」の目標数値等について、「増加」の設定では何の意味も無いので、「数値」で示していただきたい。	ご意見については、第4次新潟県男女共同参画計画において目標指標を設定する際の参考とします。	④

No.			意見の要旨	県の対応	反映状況
	ページ	項目			
10	22	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標1	今までのメディアという表現では、偏ったメディアが発信されていることから、施策の基本的方向「(3)メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します」について、「ジェンダー平等の視点に立ったメディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します」としていただきたい。	ここでの記述は、県が啓発活動する媒体として、「メディア」と表記していますので、現状のままとします。偏りのない広報等を引き続き行っていくことは重要であると考えています。	⑤
11	29	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標1	今までのメディアという表現では、偏ったメディアが発信されていることから、施策の基本的方向「(3)メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します」について、「ジェンダー平等の視点に立ったメディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します」としていただきたい。		⑤
12	29	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標1	メディアの中にはジェンダー平等の視点が入っていないものも多くあり、メディアの発信力は大きいことから、施策の基本的方向「(3)メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します」について、「ジェンダー平等の視点に立ったメディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します」としていただきたい。		⑤
13	36	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標4	DV被害者は圧倒的に女性が多いため、重点目標4「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」について、「等」を削除していただきたい。	DV被害者の多くは女性ですが、その一方でDV被害者の約20%は男性であるなど、性的少数者も含め、暴力根絶は女性だけの問題ではないことを踏まえて「等」としていますので、現状のままとします。 なお、36ページの「現状と課題」において、被害者の多くが女性である旨記載しています。	⑤
14	22	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標4	暴力の対象の多くは女性であり、社会における男女間の格差は正が欠かせません。「女性等」の「等」が入ることで、圧倒的に多い女性への暴力に対する対応の重要性や「暴力の構造(支配とコントロール)」が見えにくくなるため、重点目標4「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」について、「等」を削除していただきたい。 なお、子ども・若年層への支援・働きかけを忘れないでいただきたい。		⑤
15	22	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標4	女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差は正が欠かせません。「女性等」の「等」が入ることで、目的が薄れてしまい、圧倒的に多い女性への暴力に対する対応の重要性や「暴力の構造(支配とコントロール)」が見えにくくなるため、重点目標4「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」について、「等」を削除していただきたい。		⑤
16	22	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標4	暴力の対象の多くは女性であるため、重点目標4「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」について、「等」を削除していただきたい。		⑤
17	39	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標5	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要であり、女性が生涯にわたって自己決定する権利をしっかりと捉えることが必要であるため、重点目標5「生涯を通じた健康づくり」について、「女性の生涯を通じた健康づくり」としていただきたい。		生涯を通じた健康づくりは女性だけの問題ではなく、男女ともに身体的性差を理解し、男女がともに健やかであることが男女共同参画社会の形成の大前提であるため、女性のみでなく男性も対象とした目標や施策の基本的方向としていますので、現状のままとします。
18	22	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標5	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が重要であり、女性性(産む性)に対する「視点」が曖昧になるため、施策の基本的方向(2)「生涯を通じた男女の健康維持・増進を充実します」を「女性の健康維持・増進を充実します」としていただきたい。	ご意見のとおり、女性特有の健康に関する課題に対応することは重要であると考えています。	⑤
19	22	第1章 8 計画の体系 基本目標1 重点目標5	健康と権利を分けるため、施策の基本的方向(1)「妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及に努めます」を「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及に努めます」としていただきたい。 施策の基本的方向・施策の展開(1)について下記のとおりとしていただきたい。 ㊦ 性と生殖に関する健康と権利の重要性について、広報誌への掲載、住民向け講座などを通じて、男女が正しく理解し認識を深めるよう普及啓発に努めます。 ㊧ 学校教育全体を通じ、人間尊重、性について自ら考え判断し、望ましい行動がとれるようにするため、児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実します。 ㊨ 人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊及び女性が主体的に避妊を行うための知識などについて普及するとともに、思いがけない妊娠等による悩みを抱える方への相談体制の整備に努めます。 ㊩ 不妊に悩む男女に対する情報提供と相談体制及び支援の充実に務めます。	生涯を通じた健康づくりに関し、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についてだけでなく、妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するための施策の展開を記載していますので、現状のままとします。	⑤

No.			意見の要旨	県の対応	反映状況
	ページ	項目			
20	22	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅱ 重点目標3	施策の基本的方向(1)(2)を展開するためには、「固定的性別役割分担意識の解消を図る」ことが重要であり、県民意識調査結果からも根強い固定的性別役割分担意識が残っていることが根底にあることが県内に女性が定着しないことの要因にもなっているため、施策の基本的方向・施策の展開に「(3) 固定的性別役割分担意識の解消を図る」を追加していただきたい。	ご意見のとおり、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることは、本県に女性が定着するために解消しなければならない重要な課題の1つと認識しております。 そのため、施策の基本的方向において、性別による固定的な役割分担意識の解消も含めて「(3) 社会における活動の自由な選択を妨げない環境づくりを促進します」を設定していますので、現状のままとします。	③
21	22	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅱ 重点目標3	施策の基本的方向(1)(2)を展開するためには、「固定的性別役割分担意識の解消を図る」ことが重要であり、県民意識調査結果からも根強い固定的性別役割分担意識が残っていることが根底にあることが県内に女性が定着しないことの要因にもなっているため、施策の基本的方向・施策の展開に「(3) 固定的性別役割分担意識の解消を図る」を追加していただきたい。		③
22	22	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅱ	国の第5次男女共同参画基本計画に明記されているように、あらゆる分野で女性が活躍するため、「大学の理工科の学生に占める女性の割合」や「大学の理工系の教員に占める女性割合」等の明記が必要であり、重点目標に「科学技術・学術における男女共同参画の推進」を追加していただきたい。	科学技術・学術における男女共同参画の推進は重要な事項であると認識しており、35ページの重点目標「3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実」の施策の基本的方向・施策の展開(1)において、国の第5次基本計画を踏まえて新たに「女子生徒が理工系の進路を選択肢として考えること」について記載しており、現状のままとします。	⑤
23	22	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅱ	重点目標に「科学技術・学術における男女共同参画の推進」を追加していただきたい。		⑤
24	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標3	重点目標3「子育て環境、介護体制の充実」について、子育てと介護を同列にすべきではないので、「子育て環境の充実」及び「高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実」としていただきたい。	近年では、子育てと介護とのダブルケアが問題になるなど、人のライフサイクルの中では別問題とは言い切れなくなっており、男女の多様な生き方の選択を可能とする育児、介護の支援基盤の整備を推進する観点から項目を再編したものであり、現状のままとします。	⑤
25	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標3	重点目標3「子育て環境、介護体制の充実」について、子育てと介護は別であるため、「子育て環境の充実」及び「高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実」としていただきたい。	69ページ以降の「施策の基本的方向・施策の展開」では、項目を分けて整理しています。	⑤
26	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標3	「ヤングケアラー」問題は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により増大しており、県にヤングケアラー支援検討会議ができたことにより、実態調査や支援策が必要であるため、施策の基本的方向に「ヤングケアラーに対する支援」を加えていただきたい。	新潟県ヤングケアラー支援検討会議において実態把握や必要な支援等の検討を始めたところであるため、現状のままとします。 ヤングケアラーの問題は本県においても重要な課題と認識しています。	⑤

No.			意見の要旨	県の対応	反映状況	
	ページ	項目				
27	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	貧困は重大な社会問題であり、多様性の問題と分けるため、重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」に分けていただきたい。	<p>貧困、高齢、障害など様々な困難を抱えた方が安心して暮らせる環境の整備が重要であると考え、設定した項目です。</p> <p>国の第5次基本計画では、前期の第4次基本計画でも打ち出していた「人権尊重」に加え、「多様性の尊重」をより強く打ち出した内容となっており、貧困のほか、高齢、障害、LGBT等に起因する様々な困難を抱えた人の支援のベースとして、多様な人々の人権が尊重されることが重要であることから、このままの記載とします。</p> <p>なお、73ページ以降の「施策の基本的方向・施策の展開」においては、それぞれ項目を分けて整理しています。</p>	⑤	
28	71	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	貧困問題と多様性を尊重する人権問題は次元の違うものであるため、重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」に分けていただきたい。		⑤	
29	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	異なる課題なので国の第5次男女共同参画基本計画に合わせる必要は無く、重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」に分けていただきたい。		⑤	
30	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」は全く異なるため、重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」に分けていただきたい。		⑤	
31	71	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」に分けていただきたい。		⑤	
32	71	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」についてはそれぞれ全く別の課題であると考えます		⑤	
33	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	<p>重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様な人々が安心して生活できる環境整備の充実」に分け、下記の順序のとおりとしていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提案のとおり 2 提案のとおり 3 多様な人々が安心して生活できる環境整備の充実 4 高齢者、障害者の社会参画と介護体制 5 子育て環境の充実 6 貧困等生活上の困難に対する支援 7 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画 		⑤	
34	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	<p>「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」は一緒にすると「貧困問題に対する支援」が薄まってしまことや、「多様性の尊重」は近年世界的な課題であり、新潟県の重点目標としてを独立して明記し、多様な生き方が選択できる社会の実現を図る必要があるため、重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備」と「多様性を尊重する環境整備」に分けていただきたい。</p> <p>また、重点目標「多様性を尊重する環境整備」において、「高齢者・障害者・外国人・LGBT等の具体的な現状と課題と施策の基本的な方向・施策の展開」を明記していただきたい。</p>		⑤	
35	23	第1章 8 計画の体系 基本目標Ⅲ 重点目標4	重点目標4「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、「貧困等生活上の困難に対する支援」と「多様性を尊重する環境の整備」に分けていただきたい。		⑤	
36	25	第1章 9 SDGsへの対応	SDGsの17ゴール全ての基に、ジェンダー平等があることをきちんと認識していただきたい。		ご意見も踏まえ、SDGsの理念の基、施策に取り組んでまいります。	④
37	29	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標1	施策の基本的方向（3）の施策の展開に「⑦社会における活動の自由な選択を妨げない環境づくりを促進します。」を記載していただきたい。		メディアを活用した県民に対する啓発活動を推進するための施策の展開について記載しているため、現状のままとします。 偏りのない広報等を引き続き行っていくことは重要であると考えています。	⑤

No.			意見の要旨	県の対応	反映状況
	ページ	項目			
38	33	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標3	「現状と課題」の最後に「また、学校教育における意思決定過程への女性の参画を促進することも重要です。さらに、LGBTなど性的少数者に対する理解の促進と適切な対応が必要です。」を追加していただきたい。	学校教育における意思決定過程への女性の参画促進については、基本目標Ⅱの重点目標1、施策の基本的方向・施策の展開(2)において、女性教職員の育成・登用を推進することについて記載しています。	②
39	33	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標3	多様な属性の子供たちが一緒に学校生活を送っており、「LGBT」に関する項目を記載していただきたい。	学校において、性的少数者も含め、多様な属性の児童生徒に対し、きめ細かな対応等を実施するため、性同一性障害や性的指向・性自認等に関する人権教育を教職員研修の機会に行っています。	②
40	71	基本目標Ⅲ 重点目標4	多様性に関しては子どもの頃からの教育環境で育むことが大切と考えます。 基本目標Ⅰの重点目標3「男女平等の視点に立った教育・学習の充実」の施策の基本的方向・施策展開(3)に新たに「多様な属性の人々の人権が尊重される・・・」項目を記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、基本目標Ⅲ、重点目標4の施策の基本的方向・施策展開(3)⑦の実施部局について、教育庁を追記します。	②
41	35	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標3	施策の基本的方向・施策の展開(1)⑦「・・・女子児童・生徒の理工系分野への選択に関する理解を促進します。」について、国の第5次計画には「科学技術における男女共同参画の推進」があり、新潟県にも科学技術・工学の大学もあるので、もっと強力で押し進める表現にしていきたい。 進路選択や進路指導の時に女子は理工系分野に向かないなどという思い込みはなくしていただき、本人の主体性を理解し、指導していただきたい。	進路選択においては、性別にかかわらず、児童・生徒本人の意思を尊重することが重要であると認識しております。進路指導にあたっては、あらゆる思い込みを排除し、児童・生徒に寄り添った指導となるよう十分留意します。	④
42	40	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標5	「自殺者数の推移(新潟県)」のグラフを基本目標Ⅲの重点目標2「男性にとっての男女共同参画の促進」のページに移動していただきたい。	男女の健康に関わることから、基本目標Ⅰの重点目標5にグラフを掲載しています。	②
43	40	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標5	「自殺者数の推移(新潟県)」のグラフを基本目標Ⅲの重点目標2「男性にとっての男女共同参画の促進」のページに移動していただきたい。	ご意見のとおり基本目標Ⅲ、重点目標2「男性にとっての男女共同参画」にも関わりますので、男性の自殺に関する文章を「現状と課題」に記載することとします。	②
44	63	第2章 基本目標Ⅲ 重点目標2	男性の自殺者数が多いことは問題であり、40ページの「自殺者数の推移」のグラフを挿入していただきたい。	なお、グラフの再掲はしない取扱いとしています。	②
45	39	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標5	女性の「性と生殖に関する健康と権利」を強調するため、「現状と課題」について、10～12行目「また、男性は健康を害する生活習慣や自殺等の割合が女性に比べて多いことが指摘されています。こうした男女差に配慮した心身の健康づくりを勧めることが重要です。」を削除していただきたい。	本計画では、女性のみでなく、男女ともに身体的性差を理解し、健やかであることが男女共同参画社会の形成の大前提であると認識し、女性のみでなく男性の健康に関する問題についても記載しています。	⑤
46	40	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標5	「望まない妊娠中絶者数の推移(全国・新潟県)」のグラフを掲載していただきたい。	ご意見のあったデータの存在は確認できないので、グラフを掲載することはできませんが、「新潟県における10代の人工妊娠中絶実施率」については、前計画の参考指標として設定しており、毎年度作成している年次報告書に記載し、公表しています。なお、今回計画でも引き続き参考指標とする予定です。	⑤
47	41	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標5	施策の基本的方向・施策の展開(2)について、下記のとおりとしていただきたい。 ⑦～⑩を削除 ⑩→⑦ 栄養、運動、休養等望ましい健康習慣を身につけるための普及啓発に努めるとともに、栄養士や健康指導者などの健康づくりを支援する各種指導者を養成します。 ⑩→④ HIV/AIDS、性感染症について、感染予防、検査の必要性等や薬物乱用等による健康被害に関する正しい知識の普及啓発を図ります。 ⑩→⑩ 女性医師の育成・確保に努めるとともに、女性専門外来の普及を促進します。	生涯を通じた男女の健康維持・増進対策を充実するための施策の展開を記載しており、現状のままとします。	⑤
48	41	第2章 基本目標Ⅰ 重点目標5	施策の基本的方向・施策の展開の(1)⑩について、「人間尊重」とあるのは「人権尊重」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり「人権尊重」に訂正します。	①
49	44～	第2章 基本目標Ⅱ	令和4年4月から、改正後の女性活躍推進法が施行され、行動計画を策定しなければならない事業者が拡大されることに伴い、男女雇用機会均等法の関係法について周知徹底と啓発を推進していただきたい。	ご意見につきましては、今後事業を実施する際の参考とさせていただきます。	④
50	54	第2章 基本目標Ⅱ 重点目標4	施策の基本的方向「(1)雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します。」の施策の展開について、事業主や企業への取組が全て周知・啓発で終わっており、実効性に乏しいと思われます。また、「④事業所の雇用管理や労働条件について調査し、女性労働者の雇用実態の把握に努めます。」については、具体的対処が不明確ではないでしょうか。	県では、雇用管理や労働条件に関する調査を踏まえ、事業主や企業に対し、様々な機会を活用した啓発活動等を通じて男女の均等な機会や待遇の確保等の重要性の理解を深めるとともに、実行を促すよう取組を進めています。また、女性が能力を十分に発揮できるよう(2)⑩の取組と併せて助成制度の活用や事例紹介などの情報提供を行うことで事業主の取組を促進しています。	④
51	63	第2章 基本目標Ⅲ 重点目標2	コロナ禍で女性の自殺者数が増えたことは大きな問題です。 この計画にはコロナ禍での課題が見えてこないで、しっかりと問題視する必要があると思います。	新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した諸課題については第1章の「計画策定の背景」において記載しており、これを踏まえて計画を策定しています。	③

No.			意見の要旨	県の対応	反映状況
	ページ	項目			
52	67	第2章 基本目標Ⅲ 重点目標3	ヤングケアラーの問題については、すぐにでも対応が必要であり、先延ばしにしてはならないので、「現状と課題」に「ヤングケアラーの問題に対する取組等」を記載し、用語解説も記載していただきたい。	新潟県ヤングケアラー支援検討会議において実態把握や必要な支援等の検討を始めたところであるため、現状のままとします。 ヤングケアラーの問題は本県においても重要な課題と認識しています。	⑤
53	67	第2章 基本目標Ⅲ 重点目標3	ヤングケアラーについて「現状と課題」に「ヤングケアラーの問題に対する取組等」を記載し、用語解説も記載していただきたい。		⑤
54	67	第2章 基本目標Ⅲ 重点目標3	先を見通した内容を入れておくことは大切であり、「子育て環境、介護体制の充実」の「現状と課題」に「ヤングケアラーの問題に対する取組等」を記載していただきたい。		⑤
55	76	第2章 基本目標Ⅲ 重点目標5	施策の基本的方向・施策の展開の(1)㊸について、「人材育成に努めるほか」とあるが、「女性のリーダーシップを促進すること」や、「女性の能力開発」も加えていただきたい。	「人材育成」には「女性のリーダーシップを促進すること」や「女性の能力開発」も含んでいます。ご意見につきましては、実際に研修等を行う際の参考とさせていただきます。	④
56	61	その他	<p>ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録制度に係る意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラ防止対策について令和4年4月から中小企業へ義務化されることに伴い、ハッピー・パートナー企業へ働きかけを行う。 ・登録要件に「男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立出来るようにするための取組」とあるが「男女共に仕事と生活の調和が出来るようにするための取組」とする。 ・改正育児・介護休業法が令和4年4月から施行されることに伴い、企業への周知等を徹底する。 ・登録企業の取組について、目標値を設け、報告について公表する。 ・「子育て応援プラス認定」について、その表現を検討すべきである。 	ご意見につきましては、今後ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録制度を運用していく際の参考とさせていただきます。	④